

新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（30 例目）最終報

4月14日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者(30例目)について、症状が改善し、退院基準*を満たしたことから、5月5日に県内宿泊療養施設を退所されました。併せて、当該患者に係る濃厚接触者への対応が終了しましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者 30	1 年代	20 歳代	
	2 性別	女性	
	3 職業	医療関係者	
	4 居住地	尼崎市	
	5 症状、経過	4月10日	発熱、咳、咽頭痛、倦怠感あり
		4月11日	市内A医療機関を受診
		4月13日	尼崎市帰国者・接触者相談センターに連絡あり。 尼崎市帰国者・接触者外来を受診し、検体を採取
		4月14日	PCR検査陽性確定。容体は安定
	<u>4月15日</u>	<u>尼崎市感染症指定医療機関に入院</u>	
	<u>4月22日</u>	<u>尼崎市感染症指定医療機関から県内宿泊療養施設に入所</u>	
	5月 5日	県内宿泊療養施設を退所	
6 行動歴	4月10日 マスク着用の上、勤務。通勤は電車。 4月11日以降 自宅で過ごす。海外渡航歴なし		
7 濃厚接触者	同居人3人 <u>(うち2人は尼崎市発表 34・45 例目、残る1人は健康観察終了)</u> 。 <u>職場の濃厚接触者は管轄保健所において対応終了。</u> <u>その他濃厚接触者はなし</u>		
8 その他	—		

※退院基準(令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号(抜粋))

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。